

本手引き（案）の目的・活用方法

本手引き（案）の目的・活用方法

借景、富士見など周囲の景色をとりこんだ眺めは、地域景観を特徴付ける眺望として、古くから日本人に親しまれてきた。なかでも、公園緑地は、眺望の視点場、あるいは城郭等の公園施設が眺望の視対象として、重要な役割を果たしてきたとともに、公園緑地内部の景観とも連携し、質の高い良好な景観を形成してきた。

しかし近年、公園緑地周辺の都市開発等により、公園緑地における良好な眺望が阻害される状況が全国各地で発生している。各地方公共団体は、平成16年に制定された景観法等を活用して眺望の保全に取り組んでいるが、眺望保全の考え方や手法が未だ確立していないことなどから、眺望阻害の発生後に後追いで取組みを講ずる場合が多く、取組みの効果が十分には発揮されていない状況にある。

このような背景から、公園緑地からの眺望の保全・再生を促進することを目的として、その保全・再生の考え方やコントロールの手法等を示すものとして本手引き（案）を作成した。

本手引き（案）は、公園緑地の管理者、公園緑地周辺の市街地の景観規制・誘導等を担う自治体の都市計画部門の担当者、自治体の文化財部門の担当者など、公園緑地からの眺望の保全・再生を担う様々な主体が、公園緑地の眺望を保全・再生を図る上で参考となる事項を整理・取りまとめたものである。

本手引き（案）の構成

本手引き（案）の構成は以下のとおりである。

	本手引き（案）の目的・活用方法
原論編	1. 公園緑地における眺望景観とは 1-1 我が国の公園緑地と眺望景観の特徴 1-2 公園緑地からの眺望の分類軸と種類
	2. 現在の公園緑地における眺望景観の課題
実践編	3. 公園緑地における眺望景観のタイプ 3-1 公園緑地における眺望景観の4つのタイプ 3-2 各眺望景観タイプの基本構造と課題
	4. 公園緑地周辺景観コントロール手法 4-1 公園緑地周辺景観コントロールの前提 4-2 各眺望景観タイプにおける周辺景観コントロール手法
	タイプ A-1（園内+園外）：水平パノラマ景 タイプ A-2（園内+園外）：水平ビスタ景 タイプ B（園外）：俯瞰パノラマ景 タイプ C（園内）：水平パノラマ景
	(1) 園内におけるコントロール手法 / (2) 園外におけるコントロール手法 (3) 眺望景観の保全・再生の範囲 / 公園緑地周辺景観コントロール手法 体系図
事例編	5. 公園緑地周辺における景観コントロールの取組み事例 5-1 各眺望タイプにおける眺望保全・再生の取組み事例 5-2 その他参考となる眺望保全・再生の取組み事例
	本手引き（案）で扱う用語